

総合企画

1 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の推進

日本の人口は今後急速に減少し、100年後には現在の半分以下の5千万人を切るとされており、国では、この人口減少問題の克服を目指す「地方創生」を進めています。

これを受け本市では、急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、市民・関係団体等の皆様との意見交換や、取組の提案募集を行い、多数の意欲的な取組提案等を頂き、他の政令指定都市に先駆けて、平成27年9月に「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を策定しました。

総合戦略の推進に当たっては、取組提案者と本市が目標を共有し、提案の実現等に協働で取り組む「チーム京都」や、経済界、大学、地元金融機関、労働団体、メディア等と本市が課題、目標、行動を共有する「まち・ひと・しごと・こころ京都創生協働ミーティング」を設けるなど、京都のまちを挙げて取り組んでいます。

2 政策評価、事務事業評価の実施

(政策評価・・・総合企画局、事務事業評価・・・行財政局)

政策評価制度は、政策の目的がどの程度達成されているかを評価し、その結果を公表するとともに、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に活用するものです。

平成16年度から本格実施し、現在は、平成19年6月に施行した「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づき、取組を行っています。

平成23年度からは、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」（平成23～32年度）に掲げる27の政策及び114の施策の目的の達成状況について、客観指標評価及び市民生活実感評価の2つの手法により、評価を実施しています。

また、同じく行政評価条例に基づき実施している、事務事業評価制度は、平成15年度から本格実施し、約1,000の事務事業を対象として、市民と行政の役割分担評価及び業績評価を行い、有効性や効率性などを評価しています。

なお、それぞれの評価結果については、ホームページで公表しています。

3 国家戦略としての京都創生の推進、双京構想の推進

本市では、平成 15 年 6 月に京都創生懇談会から「国家戦略としての京都創生の提言」を受けるとともに、京都市会において平成 16 年 12 月に「国家戦略としての京都創生」の実現を求める決議が全会一致で議決されたことを踏まえ、歴史都市・京都ならではの魅力を守り、育て、発信するという視点から「景観」、「文化」、「観光」の 3 つの分野を柱とした「国家戦略としての京都創生」の取組を進めています。その実現に当たっては、市民の皆様と本市が力を合わせて積極的に取組を進めていく必要がありますが、国家的見地から取組を進める必要があるものについては、国に制度的・財政的な特別措置を求めています。

京都創生の具体的な取組としては、それぞれの分野において京都の魅力を高める事業の実施に加え、国家戦略としての京都創生の理念を踏まえた国への要望や「日本の京都」研究会を通じた国への働き掛けを積極的に行うとともに、京都創生推進フォーラムによる啓発活動や、首都圏における京都創生 PR 事業「京あるき in 東京」の開催、各国大使館関係者等を対象としたレセプションなどの実施により、京都創生の発信強化や機運醸成を図っています。

また、日本の大切な皇室の弥栄のために、皇室の方に京都にもお住まいいただき、政治・経済の中心である「東京」と、歴史・文化の中心である「京都」が我が国の都としての機能を双方で果たす双京構想の実現を目指しており、都市格の向上、国への要望活動や機運醸成、皇室の方に京都にお越しいただく機会の創出等に取り組んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を着実に積み重ね、京都創生及び双京構想の実現に全力で取り組んでいきます。

4 文化庁の京都移転の推進

文化庁の京都への移転については、平成 28 年 3 月の全面的な移転決定を受けて、平成 29 年 4 月には文化庁の先行的な移転として京都市東山区に「文化庁地域文化創生本部」が発足し、文化と観光、産業、まちづくりなど様々な分野を連携させ、移転のメリットを全国に示すための検討や取組が精力的に進められています。

平成 29 年 7 月には、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」が取りまとめられ、文化庁・本庁を京都に置き、本庁に文化庁長官及び次長を置くこと、本庁においては、国会対応や外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務や

東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除く全ての業務を行い、その職員数は、全体の7割を前提に、250人程度以上と見込むものとする事、そして、移転先を現京都府警察本部本館とし、遅くとも平成33年度中の本格移転を目指す事等が決定されました。

また、従来の文化芸術の振興にとどまらず、様々な関連分野との連携を謳った「文化芸術基本法」の施行（平成29年6月）に続いて、第196回国会において、文化庁の機能強化を内容とする「文部科学省設置法の一部を改正する法律案」が平成30年6月に可決・成立し、同年10月には、部制を廃止し、次長と審議官を各2名体制とするなど、京都への全面的な移転に向けた文化庁組織の抜本改編が行われ、文化政策を総合的に推進するための司令塔となる「新・文化庁」が誕生します。

文化庁の移転先となる現京都府警察本部本館の改修・増築については、京都府の平成30年6月補正予算において、基本・実施設計等に係る予算が計上されており、今後、設計、工事を順次着実に進めていく予定です。事業主体は京都府となりますが、当該事業を府市で協調して、本市も京都府と対等に責任を果たしていくことを基本的な考え方として、更に協議を進めていきます。

今後とも、京都府、経済界とともにオール京都で、文化庁を受け入れる地元の協力について誠実に実行するとともに、機能強化される文化庁との連携の下、日本の地方創生をけん引する取組を展開していきます。

5 国立京都国際会館の多目的ホールにおける「京都らしい設え」の実施

本市では、日本文化の発信と本市の伝統産業の振興を図るため、国が整備する国立京都国際会館の多目的ホール（平成30年10月オープン）に、公益財団法人国立京都国際会館と連携して、京都ならではの付加価値を加える「京都らしい設え」を行うこととしており、その一環として、京都の伝統産業、伝統工芸等を活かした調度・備品の制作等に取り組んでいます。

6 個性と活力あふれるまちづくりの推進

(1) 西陣の歴史力、文化力、地域力、人間力を活かした地域の活性化

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業、伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、商店街、観光スポットなど、多彩な歴史・文化・観光資源を有

しています。

これら豊富な地域の財産や魅力を活用し、個性豊かで魅力的なまちづくりを推進するため、「京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会」等において、議論、検討を進め、パブリックコメントをはじめ様々な場面で地域住民等の御意見を幅広くお聞きしながら、活性化ビジョンを策定します。

また、地域で継承されてきた歴史、文化等の豊富な魅力を集中的に発信し、地域住民をはじめ幅広く市民等に体験いただくなど、活性化に向けた機運醸成の取組を進めます。

(2) 岡崎地域活性化ビジョンの推進

本市では、岡崎地域の優れた都市景観・環境を将来へ保全継承しながら、世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに、更なる賑わいを創出するため、平成23年3月に「岡崎地域活性化ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは、50年後、100年後を見据え長期的な見地に立った「5つの将来像」と、様々な主体が協力して取り組む「7つの実現方策」を掲げています。

平成23年7月には、岡崎地域の施設や団体、事業者、関係分野の団体、市などの参画の下、ビジョン実現のプロセスとして掲げられる官民連携のエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が設立され、現在34団体で運営されています。

岡崎エリアにおいては、同協議会が主体となり、エリアの各施設をはじめ、エリア周辺地域の事業者や団体等との連携により、「京都岡崎ハレ舞台」や「岡崎桜回廊ライトアップ」、「京の七夕 岡崎プロムナード 星の響宴」などの地域連携型魅力創出事業を展開しています。また、平成27年12月に開設した地域ガイド拠点「岡崎・市電コンシェルジュ」等を活用し、岡崎エリアの持つ多彩な魅力を存分に満喫していただけるよう、総合的な情報発信・観光案内の強化に努め、更なる賑わいづくりや回遊性の一層の向上を図り、「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の実現に取り組んでいます。

(3) 京都駅西部エリアの活性化の推進

京都駅西部エリアは、梅小路公園をはじめ、京都市中央卸売市場第一市場や京都リサーチパーク、商店街、京都水族館や京都鉄道博物館などの文化・観光施設、寺社、大学など、多彩な地域資源が集積し、さらに、JR新駅（「梅小路京都西」駅）が平成31年春に開業予定であるなど、京都の成長戦略を推進し、都市格を高めていくうえで

大変重要なエリアです。

本市では、平成 27 年 3 月に、長期的な見地に立った将来ビジョンやその実現方策等をまとめた「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定し、平成 28 年 3 月には、この将来構想に基づき、多様な地域主体が連携してまちづくりに取り組むためのエリアマネジメント組織「京都駅西部エリアまちづくり協議会」を設立しました。本エリアにおいては、この協議会を中心に、集客につながるイベントや、地域の魅力情報の発信等、様々な事業を行うことにより、本エリアの活性化を推進しています。

また、京都市中央卸売市場第一市場整備に伴い生み出される「賑わいゾーン」については、活用に向けた取組を進めています。

(4) 京都駅東部エリアの活性化の推進

京都駅東部エリアは、京都の玄関口・京都駅と東山の文化エリアを結ぶ立地にあるとともに、平成 35 年には崇仁地域への京都市立芸術大学や京都市立銅駝美術工芸高等学校の移転を予定しており、文化芸術を基軸としたまちづくりにより、本エリアだけでなく、本市全体の活性化に繋がる大きな効果を期待できるエリアです。

一方で、本エリアの多くの学区において、著しい人口減少や高齢化が進展するなど、様々な課題も抱えています。

こうした状況を踏まえ、京都駅東部エリア活性化に係る庁内検討会議において、本エリアのまちづくりの方向性などについて検討を進めるとともに、今後、地域の方や学識経験者等で構成する検討委員会を立ち上げ、本エリアの将来構想の策定に向けた取組を進めていきます。

(5) 京都駅東南部エリアの活性化の推進

京都駅東南部エリアは、京都駅に近接し、京都市立芸術大学が移転する京都駅東部エリアに隣接する立地特性から、世界を視野に入れた新たな文化行政、文化交流を推進していくうえで、重要な地域となっています。

これを踏まえ、本エリアのまちづくりに「文化芸術」という新たな視点を取り入れることにより、「若者」を中心とした新たな人の流れを生み出し、本エリアの課題でもある人口減少や高齢化の進展に歯止めを掛けるとともに、本エリアと京都駅周辺地域の活性化の動きが連動することで、京都全体の活性化につなげていくため、平成 29 年 3 月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を策定しました。

平成 29 年度は、同方針に基づき「文化芸術」と「若者」を基軸とした新たなまち

づくりを推進するため、地域住民や若手芸術家などが参加するワークショップやイベントを開催しました。

引き続き、同方針の推進に資する機運醸成事業等の実施により、本エリアの課題解決等に取り組んでいきます。

(6) 京都・近畿の発展に資する国有地の有効活用に向けた調査・検討

京都の未来を見据え、更なる経済の活性化、人口減少社会の克服など、京都の発展に資するまちづくりを進めていくためには、市有地だけでなく、国有地等の活用を視野に入れて取り組むことが重要です。

こうした考え方の下、本市は国有地等について、地域の魅力あるまちづくりに資する活用可能性を検討するとともに、本市の考えを発信し続けていくことにより、土地を所有する国や市民等の理解を得て、地域や本市の将来のまちづくりに資する国有地等の有効活用の実現に向けて取組を進めていきます。

京都刑務所については、平成 29 年度は、平成 28 年度に実施した山科区民の意向調査結果を踏まえて、有効活用の検討に必要な基礎調査を行うとともに、未来の山科のまちの将来像を見据えた刑務所敷地の活用素案を検討しました。平成 30 年度は、引き続き、有識者や地元、市民の御意見をしっかりと聞きながら、山科区の将来像とまちづくりを見据え、「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略（仮称）」を取りまとめていきます。

京都拘置所及び京都運輸支局については、平成 30 年度は、平成 29 年度に実施した周辺事業者等を対象とした活用意向調査の結果を踏まえ、両施設の現況や活用可能性などの基礎調査を実施し、敷地活用の方向性等を検討してまいります。

(7) 山ノ内浄水場跡地活用の推進

近年の水需要の減少を踏まえた浄水場の再編に伴い、山ノ内浄水場（平成 25 年 3 月に廃止）の跡地活用について、地元代表者や有識者からなる委員会での検討を行うとともに、パブリック・コメントを実施し、広く市民の意見を聞いたうえで、本市西部地域はもとより市全体の活性化や地下鉄増客に資する活用を図るとの視点から「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を平成 22 年 12 月に策定しました。

この活用方針に基づき、学びの環境の充実や文化・健康など生活の質の向上を図り、多様な人の交流によってにぎわいが創出できるよう、新たなまちづくりの拠点整備に取り組んでおり、京都学園大学の京都太秦キャンパス（平成 27 年 4 月）、太秦病院（平

成 29 年 8 月), 大和学園の太秦キャンパス (平成 30 年 4 月) が開設されています。

今後も、跡地活用事業者の第Ⅱ期整備も含めた事業計画の実現に向けて必要な協議・調整を行い、本市西部地域はもとより、市全体の活性化や地下鉄増客に資するよう、取り組んでいきます。

7 リニア中央新幹線及び北陸新幹線の誘致推進

関西国際空港へのアクセス改善も含めた広域鉄道網の充実に向け、リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業、京都駅ルートの実現、北陸新幹線の大阪までの一日も早い整備等の活動を、京都府、経済界等と連携し、オール京都で展開しています。

引き続き、国への要望を行うとともに、京都市内や首都圏において、機運を醸成する活動などを積極的に行っていきます。

8 地方分権改革・広域連携の推進

真の分権型社会を実現するため、本市独自又は他の指定都市等と共同で、国の施策及び予算に関する要望・提案等を行っています。

また、関西広域連合において、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかにしながら、広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域交通インフラ整備等に関する事務や課題の解決に向け、他の構成団体と共に取り組んでいます。

9 参加と協働による市政運営の推進

参加と協働によるまちづくりを進めるため、平成 13 年 12 月に市民参加を総合的に推進する行動計画として「市民参加推進計画」を策定するとともに、平成 15 年 8 月には、市民参加を推進する基本的事項を定めた「市民参加推進条例」を施行しました。

その後、5 年度ごとに市民参加推進計画の策定又は改定を行い、現在は、「第 2 期京都市市民参加推進計画改定版」(平成 28 年 3 月策定)に「市民との未来像・課題の共有」、「市民の市政への参加の推進」、「市民のまちづくり活動の活性化」の 3 つの基本方針を掲げ、取組を進めています。

具体的には、「市民との未来像・課題の共有」については、オープンデータの推進などによる情報提供の推進や、区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」による市民と市職員又は市民同士の対話の推進に取り組んでいます。

「市民の市政への参加の推進」については、パブリック・コメントや附属機関の委員の市民公募、市政ボランティア制度など、市政運営の様々な過程に市民参加の制度や仕組みを設け、市民の積極的な参加につながるよう、着実な運用に努めるとともに、あらゆる市政分野において市民と京都市の協働の推進に努めています。

「市民主体のまちづくり活動の活性化」については、「市民活動総合センター」や市内13箇所に設置した「いきいき市民活動センター」を中心に、市民活動を総合的に支援するとともに、市民と本市が共にまちづくりに取り組む「～ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働！～“みんなごと”のまちづくり推進事業」を実施するなど、市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社などのあらゆる主体との協働を進め、市民主体のまちづくり活動、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

また、「第2期京都市市民参加推進計画改定版」に掲げる市民と京都市との情報共有を更に進めるため、平成28年12月に開設した、「京都市市政参加とまちづくりポータルサイト「みんなでつくる京都」」において、市民参加に役立つ情報を一元的にまとめて発信するなど、情報発信の強化にも取り組んでいます。

10 京都市移住サポートセンター「住むなら京都(みやこ)」の運営

本市では、平成27年9月に、市民団体や企業等と本市で構成するプロジェクトチーム「チーム京都・移住応援チーム」を結成し、「京都市移住応援ガイド」の作成や、東京での移住相談会の開催等により、本市への移住を希望される方に地域の多様な魅力と個性を情報発信するなど、移住促進に取り組んできました。

平成28年5月からは、こうした移住促進を本格化し、京都で暮らす魅力の情報発信や、「しごと」、「すまい」、「子育て支援」等に関する相談対応などの移住支援を総合的に行う「京都市移住サポートセンター『住むなら京都(みやこ)』」を開設・運営しているほか、平成29年度から、主に東京圏の若者の移住促進を図るため、京都に移住し、ソーシャルビジネスや文化芸術など京都ならではの分野で活躍されている若者に焦点を当てた「京都で暮らし、働く魅力」の発信強化に取り組んでいます。

引き続き、市民グループ・地域・関係団体・事業者等との連携・協働のもと、京都市への移住促進に取り組んでいきます。

11 大学のまち京都・学生のまち京都の推進

本市は、古くから「学問のまち」、「大学のまち」、「学生のまち」として、大学が文化や産業の振興をはじめ、若者による都市の活性化等、京都のまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

しかし、昭和 50 年代後半から、各大学における機能の強化や学部の増設等に伴い、市外への転出の動きが相次いだことから、大学振興をまちづくりの重要な柱の 1 つとして取組を開始しました。

市内での大学施設整備への支援を進めるとともに、平成 10 年に産学公連携の下設立した公益財団法人大学コンソーシアム京都と緊密に連携し、「京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）」を拠点に、大学の知の集積を活用した生涯学習事業、単位互換やインターシップ事業、大学と地域の連携・交流促進を目的とする学まちコラボ事業などの取組を進めてきました。

平成 26 年 3 月には、大学コンソーシアム京都との協働により「大学・まち・学生 むすぶプラン（大学のまち京都・学生のまち京都推進計画 2014—2018）」を策定し、①学生が学ぶ環境の充実、②大学・学生の国際化の促進、③学生の進路・社会進出の支援、④大学との連携による京都の経済・文化・地域の活性化、⑤学生が持つエネルギーをいかした京都力の強化、⑥プロモーション戦略の強化の 6 本の柱に沿い、「世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」の実現を目指した施策を推進しています。

本計画については、平成 30 年度に計画期間満了となることから、新たな大学政策の指針として、大学コンソーシアム京都との協働により、次期大学政策推進計画（計画期間：平成 31～35 年度）を策定します。

12 総合的な留学生誘致及び支援の推進

オール京都（大学・専修学校・日本語学校・経済界・公的機関等）で留学生誘致・支援を推進することを目的に、平成 27 年 5 月に設立した「留学生スタディ京都ネットワーク」において、海外での「京都留学フェア」の開催、7 言語に対応した京都留学総合ポータルサイトの運営等を通じ、京都留学の魅力や情報を発信し、「大学のまち・京都」の積極的なプロモーションに取り組んでいます。

また、大学・学生の国際化を促進し、留学生誘致施策における市内大学の面的な広がりを目指すことを目的に、平成 28 年度から開始した「京（みやこ）グローバル大学」

促進事業では、認定した 10 大学における留学生誘致や日本人学生の海外留学派遣、交換留学にもつながる海外大学との提携等、国際化促進に係る取組を支援しています。

さらに、大学コンソーシアム京都に加盟する大学に在籍する留学生と京都市内に本社・支社・事業所等を有する企業を対象とした求人・求職のためのマッチングサイト「ハタ洛」の開設（平成 30 年 1 月）及び運営を通じて、就職・採用の機会を創出するとともに、セミナーや交流会を通じて留学生の地元企業への就職の支援に取り組んでいます。

13 市政広報等

(1) 主な広報業務

○市民しんぶん	毎月 1 日発行	66 万部
市民しんぶん区版	毎月 15 日発行	66 万部
点字市民しんぶん	毎月 1 回	195 部
点字市民しんぶん区版	毎月 1 回	250 部
市民しんぶん文字拡大版	毎月 1 回	345 部
市民しんぶん区版文字拡大版	毎月 1 回	385 部
声による市民しんぶん（テープ版）	毎月 1 回	140 セット
声による市民しんぶん（CD 版）	毎月 1 回	270 枚
声による市民しんぶん区版（テープ版）	毎月 1 回	150 セット
声による市民しんぶん区版（CD 版）	毎月 1 回	280 枚

（以上、平成 30 年 4 月時点）

○きょうとシティグラフ	毎年 1 回	（日本語版）7 万部 （英語版）1,500 部
○生活ガイドブック「暮らしのてびき」	毎年 1 回	10 万部
○市政広報ポスター「京都市民ニュース」	毎年 1 回	2,070 部

○テレビによる広報

▶KBS 京都

- ・PR スポット 15 秒又は 30 秒の映像
- ・特集番組 不定期

▶在阪準キー局

不定期

○ラジオによる広報

▶KBS 京都

- ・人権啓発番組「明日への歩み」 5月, 8月, 12月の毎週日曜日 (5分)
- ・人権インフォメーション 5月, 8月, 12月の毎日 (2分)
- ・大作・英樹のだいすき☆京都 原則, 毎月最終土曜日 (10分)

▶エフエム京都

- ・MAYOR TALKS☆KYOTO 原則, 毎月最終土曜日 (10分)

▶NPO 京都コミュニティ放送

- ・イベント羅針盤 毎週土・日曜日 (3分)

○映画による広報 15秒の映像を上映

○インターネットによる広報

- ・京都市公式ホームページ「京都市情報館」
- ・京都市公式動画チャンネル「きょうと動画情報館」
- ・京都市公式ページ「京都市情報館」Facebook・Twitter

○アプリ配信

京都の行政, 観光・イベント, 生活など, 京都市が関わる全ての情報からアプリに適した情報を選びすぐり, 情報を集約し, 利用者の利便性の向上や若年層への広報発信力の強化を図っています。

○広報板の設置 市内7,629基

○報道機関に対する記者発表

○全国, 海外に向けた広域シティPR

全国, 海外への発信力のある首都圏を中心とした多様なマスメディアに幅広く情報を提供し, 紙面やテレビ番組等に採用されるように働き掛けを行っています。

○市政総合宣伝

市の重要政策を中心にタイムリーかつ効果的に情報発信するため, 読者層の特性にも配慮しながら, 日刊紙や雑誌等の紙媒体, あるいはインターネットを活用した広告を掲載しています。

○複合的に媒体を活用する「クロスメディア」による市政情報発信

話題性のある共通のコンセプトを設定し, テレビ・ラジオ・映画・インターネット動画を活用して, 訴求力の高い情報を戦略的に発信しています。

(2) 広聴

○「市長への手紙」制度

市民から広く文書、電子メールにより市政に対する意見、要望等を聴き、希望される方へは当該意見等に対する回答を行っています。

○市政総合アンケート

市政に関する意識や関心、要望を統計的に把握し、市政に反映させるため、市民4,000人を対象としたアンケート調査を年2回実施しています。

[平成29年度質問項目]

第1回 区役所における窓口サービス

第2回 地域における生活課題や支え合い活動に関する意識調査

○市政情報総合案内コールセンター

市役所等への問合せを365日、電話、FAX、電子メールの中から利用者にあった方法で行うことができる「市政情報総合案内コールセンター（京都いつでもコール）」を開設しています。

14 国際化推進

本市では、昭和53年に、「世界文化自由都市宣言」を行い、この宣言を具体化していくため、平成2年3月に「京都市国際交流推進大綱」、平成9年11月に「京都市国際化推進大綱」、平成20年12月に「京都市国際化推進プラン」を策定（平成26年3月改訂）しました。

このプランでは、本市における国際化を更に発展させ、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的で輝かしい国際都市になるための基本的な考え方や目標を明らかにし、本市が目指す国際的なまちの姿として、「世界がときめくまち・京都」、「世界とつながるまち・京都」「多文化が息づくまち・京都」という3つの目標と268の施策を掲げるとともに、その実現に向けて行政、企業、NPO、市民等が協力して取り組むべき内容について定めています。本市では、このプランを着実に推進し、本市の国際化に継続的に取り組んでいます。

(1) 姉妹都市交流

昭和33年のパリ市との友情盟約をはじめとして、世界9都市と姉妹都市の提携をし、文化、学術、経済等の交流を通じて相互の理解を深め、友情のきずなを強めることに

よって世界の平和に貢献しています。提携都市は次のとおりです。

都市名	国名	提携年月日
パリ	フランス	昭和 33年 6月 15日
ボストン	アメリカ	34年 6月 24日
ケルン	ドイツ	38年 5月 29日
フィレンツェ	イタリア	40年 9月 22日
キエフ	ウクライナ	46年 9月 7日
西安	中国	49年 5月 10日
グアダハラ	メキシコ	55年 10月 20日
ザグレブ	クロアチア	56年 10月 22日
プラハ	チェコ	平成 8年 4月 15日

注：パリ市は友情盟約都市、西安市は友好都市、その他は姉妹都市

(2) パートナーシティ交流

世界のより多くの都市との交流を可能にするとともに、民間レベルでの交流・協力を一層促進することを目的として、パートナーシティ交流を推進しています。

パートナーシティ提携とは、包括的な交流を行う姉妹都市提携とは異なり、民間レベルでの交流を主体とし、特定分野での交流を行う新しい形態の都市間交流です。提携都市は次のとおりです。

都市名	国名	提携分野	締結年月日
釜山	韓国	学術・教育	平成 11年 4月 27日
コンヤ	トルコ	文化・芸術	21年 12月 12日
青島	中国	経済・環境・文化・スポーツ・教育	24年 8月 26日
フエ	ベトナム	学術・教育・福祉	25年 2月 20日
イスタンブール	トルコ	学術研究・教育	25年 6月 14日
ビエンチャン	ラオス	学術研究	27年 11月 3日

(3) 国際交流会館

市政 100 周年及び平安建都 1200 年記念事業の一つで、市民と留学生、在住外国人など幅広い市民レベルの国際交流活動を推進していく拠点として、平成元年 9 月に「京都市国際交流会館」をオープンしました。

会館には、国際化時代に対応した各種情報の提供を行う情報サービスコーナー、移

動式の座席で、多様な交流事業の舞台となるイベントホール、世界の人々との出会い・ふれあいの場である交流ロビーをはじめ、姉妹都市コーナー展示室、図書・資料室、会議室、研修室、和風別館等を備えています。

また、公益財団法人京都市国際交流協会を平成 27 年度から 4 年間、会館の指定管理者に選定し、会館の管理運営及び多彩な国際交流や多文化共生を推進するための事業を実施し、京都市の国際化を推進しています。

(4) 世界歴史都市会議

本市は、昭和 62 年 11 月に、「21 世紀における歴史都市－伝統と創生」を総合テーマとして、国立京都国際会館において「第 1 回世界歴史都市会議」を開催しました。世界歴史都市会議は、世界の歴史都市の首長が一堂に会し、これまで積み重ねてきた貴重な体験と成果を互いに交流し、21 世紀に向けて人類の繁栄と文化の向上・発展のため、どのような役割を果たしていくべきかについて考えることを目的とする会議で、「世界文化自由都市」の実現を目指し、本市が提唱したものです。

平安建都 1200 年の平成 6 年 4 月に再び本市で開催された第 4 回会議において、世界の恒久平和を希求し、歴史都市が将来にわたって日常的な交流を促進するための都市間交流組織として世界歴史都市連盟が創設され、平成 8 年 9 月に西安市（中国）で開催された第 5 回会議において、本市が世界歴史都市連盟会長都市に選ばれて以来、再選されています。

区 分	年 月	都市名 (国)	テ ー マ
第 1 回	昭和 62 年 11 月	京都 (日本)	21 世紀における歴史都市－伝統と創生
第 2 回	63 年 6 月	フィレンツェ (イタリア)	明日の人間のための歴史都市
第 3 回	平成 3 年 10 月	バルセロナ (スペイン)	都市の記憶と未来
第 4 回	6 年 4 月	京都 (日本)	歴史都市の英知を求めて
第 5 回	8 年 9 月	西安 (中国)	歴史都市の振興
第 6 回	10 年 5 月	クラクフ (ポーランド)	歴史都市における遺産と開発
第 7 回	12 年 7 月	モンペリエ (フランス)	歴史とその価値
第 8 回	15 年 10 月	モントリオール (カナダ)	保存と開発： どのようにして？ 誰と？ 目的は？

第9回	17年 10月	慶州（韓国）	歴史都市の現在と未来： 歴史都市の保存と再生
第10回	18年 10月	バララット （オーストラリア）	持続可能な歴史都市：未来に向けた経済・保存・ビジョン
第11回	20年 6月	コンヤ（トルコ）	歴史都市に生きる文化遺産
第12回	22年 10月	奈良（日本）	歴史都市の継承と創造的再生
第13回	24年 4月	フエ（ベトナム）	伝統の継承が直面する課題とその解決への道
第14回	26年 9月	揚州（中国）	歴史都市：文化の継承と未来への歩み
第15回	28年 6月	バート・イシュル （オーストリア）	高度技術が息づく革新的かつ創造的な未来の歴史都市
第16回	30年 9月	ブルサ（トルコ）	グローバル化が文化と生活様式に与える影響

(5) 多文化共生施策

本市に住む約4万人の外国籍市民、日本国籍取得者、中国帰国者など、多様な国籍や文化的背景を持つ全ての人々が暮らしやすいまちを目指して、民族や国籍による差別を許さない人権尊重の環境づくりを進めるとともに、各種情報提供・相談事業のコミュニケーション支援、福祉・医療の充実等の生活支援を行っています。

また、地域における多文化共生の推進に関する事項について調査、審議する機関として、「京都市多文化施策審議会」を設置しています。本市では、審議会の意見等を踏まえ、総合的な取組を進めています。

15 情報化推進

(1) 高度情報化

本市では、情報通信技術（ICT）の発展に伴い、変化する社会情勢に的確に対応するために、平成13年に「京都市高度情報化推進本部会議」を設置し、ICTの利活用による市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の効率化を全庁的に進めてきました。

平成28年9月には、「はばたけ未来へ！京プラン」の実現に向けて、本市が更なる高度情報化を実践していくための基本的な考え方について示した「京都市高度情報化推進のための基本方針」を策定し、積極的なICTの活用及び情報資産の厳格な管理

の二つの視点から、取組を推進しています。

(2) 情報公開制度

本市が保有する情報は、広く市民に公開され、適正に活用されることにより、市民生活の向上と豊かな地域社会の形成に役立てられるべきものであり、この情報の公開は、市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民参加を促進し、もって開かれた公正な市政の推進に資するものです。

本市では、「京都市公文書の公開に関する条例」を平成3年7月に制定し、平成4年2月に施行しました。その後、行政改革や地方分権の推進、高度情報化の進展など公文書公開制度を取り巻く社会情勢が変化してきたことから、平成14年4月に、同条例を全面改正し、新たに「京都市情報公開条例」を制定し、同年10月に施行しました。

情報公開条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、請求者からの請求に応じて、実施機関にその保有する公文書の公開を義務付けるとともに、市政に関する情報を広く市民に提供できる施策を積極的に推進し、市民が正確で分かりやすい情報を得ることができるよう努めることを定めています。

(3) 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市民の基本的な人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的としたものです。

本市では、平成4年9月に京都市プライバシー保護制度検討委員会から提出された「京都市における個人情報保護制度のあり方についての提言」に基づき、「京都市個人情報保護条例」を平成5年4月に制定し、平成6年4月に施行しました。

その後、高度情報化の進展など個人情報保護制度を取り巻く状況が変化してきたところから、平成17年4月には、個人情報の利用停止を請求する権利の整備や職員等に対する罰則の新設などの改正を行いました。

また、マイナンバー法の制定に伴い、特定個人情報の取扱いを定める条例改正を行い、平成27年10月から施行しました。

16 名誉市民

本市は、昭和 28 年に京都市名誉市民表彰条例を制定して、本市市民又は本市に縁故の深い方で公共の福祉の増進、又は学術技芸の進展に寄与され、もって広く社会の進歩発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる方に京都市名誉市民の称号をお贈りし、表彰しています。

これまでに名誉市民として表彰を受けられた方は 50 名、現在御活躍の方々は以下のとおりです。

京都市名誉市民（故人を除く。）※敬称略

氏 名	表彰年月日	功 績
廣中 平祐	昭和 58 年 10 月 15 日	現代数学の発展に貢献
千 玄室	平成 10 年 10 月 15 日	茶道の発展及び日本文化の国際理解促進等に貢献
梅原 猛	平成 10 年 10 月 15 日	哲学、日本文化史等の発展に貢献
田中 耕一	平成 15 年 10 月 3 日	生化学、医学等の発展に貢献
瀬戸内 寂聴	平成 19 年 10 月 15 日	文学界の発展に貢献
益川 敏英	平成 21 年 2 月 14 日	素粒子物理学の発展に貢献
山中 伸弥	平成 25 年 7 月 30 日	医学の発展に貢献
志村 ふくみ	平成 28 年 10 月 15 日	伝統工芸（染織）の発展に貢献